

# 市有地を、差し出さなけりゃ、基地頓挫

2017年5月9日 FB ページ「I Love いしがき」に投稿



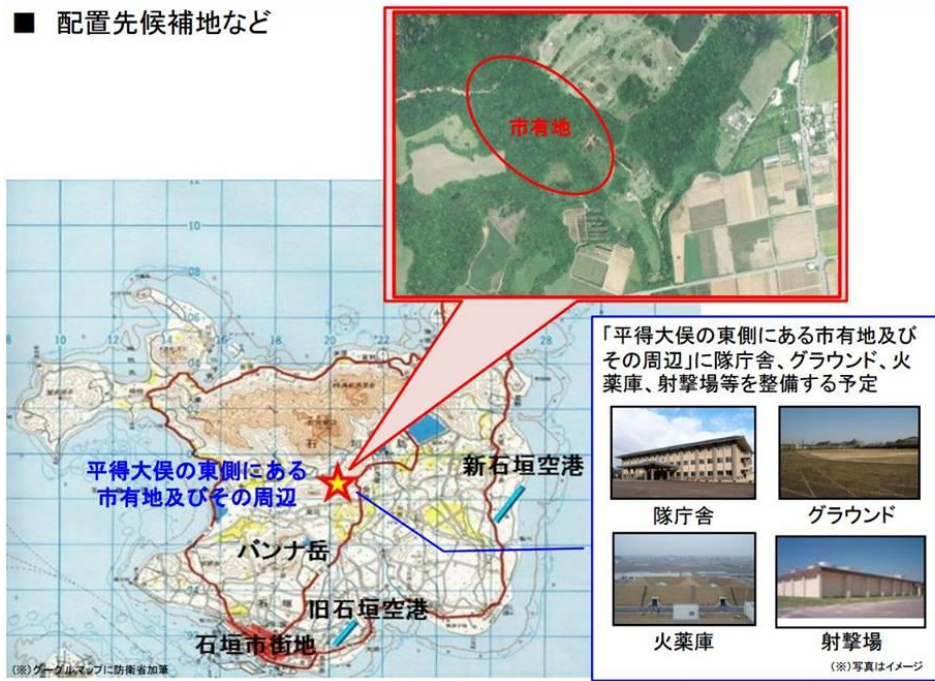
4月29日の「標的の島」石垣島上映会後のトークセッションで、小西誠さんは「国防は国の専権事項と言うが、自治権の方がもっと強い。皆さんが本当にノーと言えれば止められる」と話されました。

これは、石垣市でも成り立つことで、市が市有地を差し出さない限り、ミサイル基地の現計画はお流れになります。

2015年11月26日、若宮防衛副大臣が石垣島への陸上自衛隊ミサイル基地配備の受け入れを市に要請した際に中山市長に手渡した説明資料は、配置先の候補地は「平得大俣の東側にある市有地及びその周辺」としています（写真）。

## 石垣島への部隊配置の考え方

### ■ 配置先候補地など



つまり、現在の配備計画にとっては、平得大俣東にある約12ヘクタールと言われる市有地の取得が、必要条件になっています。

ところが、日本国憲法の「第8章 地方自治」の第94条は、地方公共団体の持つ権能のひとつとして、「その財産を管理」することをあげています。だから、市有地を処分できるのは市だけで、国がいくら「専権事項」を振りかざしてみても、勝手に取り上げることはできません。少なくとも平時では。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S21/S21KE000.html>

地方自治法は、もっと具体的に、「普通地方公共団体の議会」が議決すべきこととして、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること」を、また「普通地方公共団体の長」が担当する事務として、「財産を取得し、管理し、及び処分すること」をあげています（第96条の8項及び第149条の6項）。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0067.html>

石垣市の場合は、「石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で、予定価格が2,000万円以上で1件0.5ヘクタール以上の市有地を処分するには、石垣市議会の議決が必要とされています（第3条）。

<http://wwwtest4.g-reiki.net/reiki499/reiki.html> の第6編 財務

ですから、市議会が議決し、市長が執行しない限り、防衛省は候補地の市有地を手にするにはできません。この場合は、明らかに、「国の専権事項」より自治権の方が強いのです。

市長と市議のみなさんには、市有地を売却もしくは貸与するしないは、このように強力で大事な市民の権利だという自覚をしっかりとっていただきたい。

「国の専権事項だから何を言っても無駄だから認めた」というような無責任な言い訳は、決して通用しません。

先の市長選、市議選では、陸自ミサイル基地の配備問題はまだ争点になっておらず、市民の付託を受けたとは言えません。ならば、来年3月の市長選と夏の市議選で民意を確かめ、それから判断するのが筋でしょう。